令和２年３月31日

ご家族が海外にお住まいの方へ

ＴＤＫ健康保険組合

被扶養者の認定要件に原則として「国内に居住」が加わります

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する省令が公布され、健康保険法第３条７項により令和２年４月１日から被扶養者となるためには原則として「国内に居住」していることが必要です。

2019年度実施の「被扶養者の資格再確認」において、被扶養者の皆様が「国内居住要件」、「国内居住要件の例外」に該当し被扶養者の資格を満たしていることを確認しております。

状況に変化があり、この「国内居住要件」「国内居住要件の例外」に該当しなくなった場合は、扶養から外す手続きが必要ですので、まずは健保までご連絡ください。

今後、「国内居住要件の例外」として被扶養者申請する場合は、必要書類に「現況申立書」が加わります。

国内居住要件とは 「日本国内に住所を有する者」	➡	日本に住所（住民票）がある人

国内居住要件の例外とは 「日本国内に生活の基礎があると認められる者」	➡	日本に住所（住民票）がなくても例外として被扶養者として認められる人

次のような場合は、被扶養者として認められます。

① 留学する学生

② 海外赴任に同行する家族

③ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

④ 海外赴任中に婚姻、出産等の身分関係が生じ②と同等であると認められる者

⑤ その他　①～④以外で日本に生活の基礎があると認められる者（個別に健保で判断）

なお、これらに該当するのは、これまで日本で生活しており、今後日本で生活する蓋然性が高い一時的な渡航者で、かつ就労が目的でない者を基本としています。

日本国内に住所を有していても被扶養者として認められない人
① 「医療滞在ビザ」で来日した人
② 「観光・保養を目的とするロングステイビザで来日した人」
③ 海外で就労している人

問い合わせ：TDK 健康保険組合　担当：石井

外線　03-6778-1103　内線 8+30+7237　Kumi Ishii/TDK-JP